



平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山 本 良 一
(コード 3086 東証、名証第一部)
問合せ先責任者 執行役員 経営戦略統括部 部長
コーポレートガバナンス推進担当 牧 田 隆 行
(TEL 03 - 6895 - 0178)

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告等について

本日、当社の連結子会社で通信販売業を営む株式会社 JFR オンライン（本社：大阪市住之江区、代表取締役社長：林研一、資本金：1 億円。以下「オンライン」といいます。）は、公正取引委員会から次の行為に関し下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく勧告および指導を受けました。

1. 勧告内容

- (1) オンラインが、下請事業者に対し、商品販売時の値引額の一部および宣伝媒体制作にかかる費用の一部を、それぞれ「買先負担額」「媒体制作費協賛金」として仕入代金から減額した行為が、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されました。減額分 9, 230, 944 円につきましては、平成 28 年 7 月までに当該下請事業者 9 社に返還しております。
- (2) カタログ通信販売による注文受付期間終了後にオンラインが行った返品が、下請法第 4 条第 1 項第 4 号（返品の禁止）の規定に違反すると判断されました。返品商品に関する商品代金および当該返品に伴い下請事業者が負担した送料等の合計金額 333, 130, 138 円につきましては、平成 28 年 10 月までに当該下請事業者 13 社にお支払いいたしました。
- (3) オンラインにおいて、お客様から返品された未使用の商品を再販売するための再包装等の費用を「商品リユース代」として下請事業者にご負担いただいたことが、下請法第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されました。これに該当する金額 390, 132 円につきましては、平成 28 年 10 月までに当該下請事業者 13 社にお支払いいたしました。

2. 指導内容

- (1) オンラインが、下請事業者への発注に際して交付する書面について、下請事業者が給付する商品の内容（発注数量）等を記載していなかったことが、下請法第 3 条（書面の交付義務）の規定に違反するとの指導を受けました。
- (2) オンラインが、下請事業者への返品に備えて、仕入代金の一部を「保留高」としてあらかじめ留保したことに伴い、本来お支払いすべき期日から 1 か月以上遅れて仕入代金を支払ったことが、下請法第 4 条第 1 項第 2 号（下請代金の支払遅延の禁止）の規定に違反するとの指導を受けました。これにかかる遅延利息につきましては、平成 28 年 10 月までに当該下請事業者へお支払いいたしました。

オンラインといたしましては、かかる勧告および指導を真摯に受け止め、その内容を役員全員に周知・徹底を図り再発防止に努めるとともに、当社グループにおきましても、下請法をはじめとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進め、コンプライアンス経営を徹底してまいり所存でございます。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、多大なご心配・ご迷惑をお掛けしましたこと、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

なお、本件が当社平成29年2月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上